正　誤

令和六年三月十五日（号外第五十八号）こども家庭庁告示第三号（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

二ページ改正前欄一行目から三ページ一行目までは次のとおりの誤り。

一　指定通所支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）及び基準該当通所支援（法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表障害児通所給付費等単位数表第1（1の注7を除く。）、第3、第4及び第5により算定する単位数に別にこども家庭庁長官が定める一単位の単価を乗じて得た額に、同表第1（1の注7に限る。）により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えた額又は同表第2により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。

［号を加える。］

三ページ改正前欄二行目から四行目までは次のとおりの誤り。

二　前号の規定により、指定通所支援又は基準該当通所支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定するものとする。

一〇〇ページ改正前欄一行目から八行目までは次のとおりの誤り。

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十四条の二第二項第一号の規定に基づき、指定入所支援（同条第一項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表障害児入所給付費単位数表第1の1（注5から注7までを除く。）、2及び4から11までにより算定する単位数に別にこども家庭庁長官が定める一単位の単価を乗じて得た額に、同表第1の1（注5から注7までに限る。）及び3により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えた額又は同表第2により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。

［二　同上］

本紙：令和7年7月23日より引用しております

正　誤

令和六年三月十五日（号外第五十八号）こども家庭庁告示第三号（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

二ページ改正後欄一行目から五行目までは次のとおりの誤り。

一　指定通所支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）及び基準該当通所支援（法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表障害児通所給付費等単位数表第1、第3、第4及び第5により算定する単位数に別にこども家庭庁長官が定める一単位の単価を乗じて得た額を算定するものとする。

三ページ改正後欄一行目から二八行目までは次のとおりの誤り。

二　前号の規定にかかわらず、次に掲げる指定児童発達支援（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第四条に規定する指定児童発達支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、令和九年三月三十一日までの間、それぞれ次に掲げる額を算定するものとする。

イ　旧主として難聴児指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第五号。以下「一部改正府令」という。）附則第四条及び第五条の規定によりなお従前の例によるものとされた主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所（指定通所基準第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）において難聴児に対し行う指定児童発達支援　別表2経過的障害児通所給付費等単位数表第1により算定する単位数に別にこども家庭庁長官が定める一単位の単価を乗じて得た額

ロ　旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所（一部改正府令附則第四条及び第五条の規定によりなお従前の例によるものとされた主として重症心身障害児（法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）において重症心身障害児に対し行う指定児童発達支援　別表2経過的障害児通所給付費等単位数表第2により算定する単位数に別にこども家庭庁長官が定める一単位の単価を乗じて得た額

ハ　旧指定医療型児童発達支援事業所（一部改正府令附則第二条及び第三条の規定によりなお従前の例によるものとされた指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）又は旧指定発達支援医療機関（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。）附則第四条第二項の規定により一部改正法第二条の規定による改正後の児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされているものをいう。以下同じ。）において肢体不自由（法第六条の二の二第二項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）又は重症心身障害児に対し行う指定児童発達支援　別表2経過的障害児通所給付費等単位数表第3により算定する単位数に十円を乗じて得た額

三　前二号の規定により、指定通所支援又は基準該当通所支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定するものとする。

一〇〇ページ改正後欄一行目から八行目までは次のとおりの誤り。

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十四条の二第二項第一号の規定に基づき、指定入所支援（同条第一項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表障害児入所給付費単位数表第1の1（注5から注6までを除く。）、2及び4から12までにより算定する単位数に別にこども家庭庁長官が定める一単位の単価を乗じて得た額に、同表第1の1（注5から注6までに限る。）及び3により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えた額又は同表第2により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。

［二　略］

正誤

令和六年三月十五日（号外第五十八号）こども家庭庁告示第三号（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
八五		改正後欄終わりから一六	旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所	旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関
九二		〃〃五	指定放課後等デイサービス等	指定保育所等訪問支援
九五		改正前欄一	20	20
九九		〃終わりから五		
九五		改正前欄七	17	18
〃		〃九		
〃		〃終わりから二		
〃		〃〃五	21	21
九八		改正後欄〃一四〜一三	福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 1から17までにより算定した単位数の1000分の129	福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 1から17までにより算定した単位数の1000分の129
九九		改正前欄一	19	19
一三一		改正後欄〃	要する額	要する費用の額
一五五		〃九	及び同イ	並びに同イ
〃		改正前欄〃	及び同イ	及び同イ
〃		改正後欄終わりから二	及び同ロ	並びに同ロ
一五六		改正後欄一一		
一五五		改正前欄終わりから二	及び同ニ	及び同ニ
一五六		改正前欄一〇		
一五九		改正後欄一一	及び同イ	並びに同イ
〃		改正前欄終わりから一四	及び同イ	及び同イ
一六〇		〃改正後欄一九	第3の1のロ	第3の1のロ
〃		〃改正前欄一五	第3の1のハ	第3の1のハ
一六二		〃改正後欄一四	10の注	注10
一六四		改正後欄一	第2	第3
一七〇		改正前欄〃	算定する	算定に関する
一七一		改正後欄一一	行頭を一字下げる。	
〃		〃一七	してして	して
〃		〃二三	指定通所基準第五十四条の九	第五十四条の九
一七二		〃八	注1	注
〃		〃一五	づけた	付けた
〃		〃二五		
〃		〃一八	（次号	（以下この号及び次号
一七三		〃一一	指定発達支援事業所等	指定児童発達支援事業所等
一八四		〃一五	若しくはこれに	又はこれらに
一八五		〃終わりから八	当該事業所	当該指定児童発達支援事業所等
〃		〃改正前欄六		
一九一		〃改正後欄九	第二号第二号	第二号
二〇二		〃〃一六	注6	注9

正　誤

令和六年三月十五日（号外第五十八号）より次の家庭庁告示第三号（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示）（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
一二	改正後欄	一	指定児童発達支援又は共生型児童発達支援	指定児童発達支援等
〃	改正前欄	〃	指定児童発達支援又は共生型児童発達支援	指定児童発達支援又は共生型児童発達支援
一五	改正後欄	一八	90単位	90単位
〃	改正前欄	一一	45単位	45単位
〃	改正後欄	一七	60単位	60単位
〃	改正前欄	〃一〇		
〃	改正後欄	〃一六	36単位	36単位
〃	改正前欄	九	26単位	26単位
二〇	改正後欄	二	において重症心身障害児に対し	において
〃	〃	一三	対し	
〃	改正前欄	二	において重症心身障害児に対し	において重症心身障害児に対し
〃	〃	一六		
二三	改正後欄	一〇	とき	とき
三八	改正後欄	一～二	主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合
〃	改正前欄	九	重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合
四五	改正後欄	終りから一七	別表２経過的通所給付費単位数表	別表２経過的通所給付費等単位数表
五六	改正後欄	六～七		
五八	〃	一九		
五九	〃	一一～一二		
六三	〃	終りから三	第四条	第４条
七一	改正後欄	一八	指定児童発達支援等	指定児童発達支援
七六	〃	二〇		
七九	〃	終りから一四		
八六	〃	二		
〃	〃	二		
九四	改正後欄	一一		
九五	改正前欄	終りから二		
九六	改正後欄	九		
九七	改正前欄	終りから三		
九九	〃	二		
〃	〃	二		
七九	改正後欄	四	指定医療型児童発達支援	指定児童発達支援
〃	〃	二		
八二	改正後欄	一七	指定発達支援医療機関	旧指定発達支援医療機関
〃	〃	二三		
〃	〃	二五～二六		
〃	〃	一六	旧指定児童発達支援	指定児童発達支援
〃	終りから五～四		指導員	児童指導員